

| | |
|-------------------------|-------|
| 第6回社会保障審議会 少子化対策特別部会 | 資料1-1 |
| 平成20年4月9日 | |

次世代育成支援に関する サービス・給付の現状(2) (現金給付ほか)

《説明資料》

目 次

《現金給付》

- 1 児童手当 【P1】
- 2 出産育児一時金 【P2】
- 3 出産手当金 【P3】
- 4 育児休業給付 【P4】

《前回委員よりお求めのあった資料》

- 幼稚園 【P5】

次世代育成支援に関する現金給付

1 児童手当

※便宜上、都道府県は「県」と、市町村は「市」と標記

(1) 給付の概要

① 給付内容

小学校修了前の児童を養育する者に対して、以下の手当を支給するもの。

《0～3歳未満》 1人につき10000円／月

《3歳～小学校修了前》 第1子・第2子:1人につき5000円／月、 第3子以降:1人につき10000円／月

※所得制限あり(サラリーマンの片働き夫婦+子ども2人の4人世帯の場合860万円未満(収入ベース))

② 給付状況

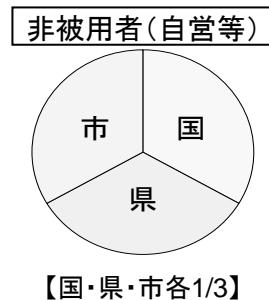
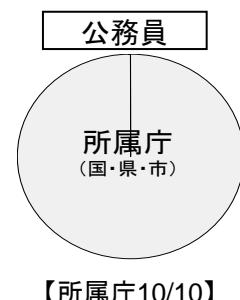
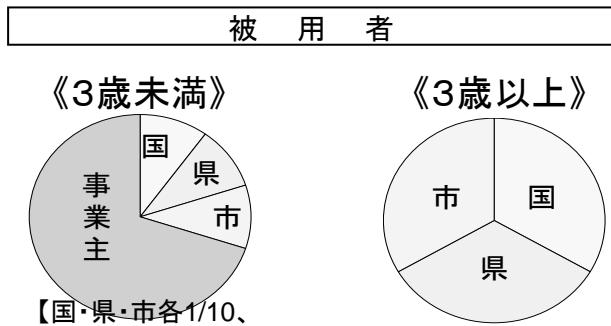
支給対象児童数:約1,300万人(平成20年度予算ベース) ※支給対象年齢児童の約90%をカバー

(2) 給付の仕組み(手続)

○ 住所地の市町村の認定に基づき、当該市町村が支給。(※公務員は、所属庁の認定に基づき、当該所属庁が支給)

(3) 費用負担の概要

① 費用負担割合



※特例給付は事業主10/10

給付額

約1兆300億円 (平成20年度予算ベース)

2 出産育児一時金

(1) 紹介

① 紹介内容

健康保険等の被用者保険の被保険者又はその被扶養者、国民健康保険の被保険者が出産した場合に、出産費用の負担の軽減を図るため、医療保険者から1児につき35万円(※)を支給するもの。

※国民健康保険においては、条例で定めるところによる(およそ35万円)。

② 紹介状況

約110万件(平成16年度実績)

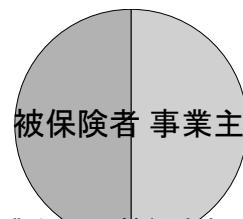
(2) 紹介の仕組み(手続)

○ 被保険者が、医療保険者に紹介を申請(①被保険者本人が受領する方式、②医療機関が本人に代わって受領し、出産費用と相殺する方式(受取代理)を選択。)。

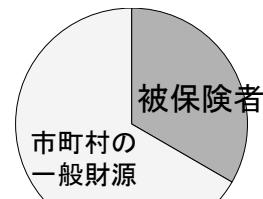
(3) 費用負担の概要

① 費用負担割合

被用者保険



国民健康保険



※組合管掌健康保険においては、
事業主の負担割合を増加することが可能。

② 紹介額

約3500億円(平成16年度実績)

3 出産手当金

(1) 納付の概要

① 納付内容

健康保険等の被用者保険の被保険者が、出産のため会社を休み、事業主から報酬を受けられない場合に、産前6週間～産後8週間の範囲内で会社を休んだ期間、標準報酬日額の3分の2に相当する額を医療保険者から支給するもの。

② 納付状況

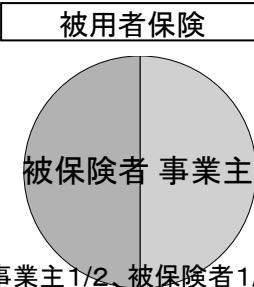
約20万件(平成16年度実績)

(2) 納付の仕組み(手続)

- 被保険者が、医療保険者に納付を申請。

(3) 費用負担の概要

① 費用負担割合



※ 組合管掌健康保険においては、
事業主の負担割合を増加することが可能。
※ 政府管掌健康保険においては、給付費の13%を国庫補助。

② 納付額

約900億円(平成16年度実績)